

令和6年度 保育所入所の受け付けを行います

◆申込期間…12月18日(月)～令和6年1月12日(金) (12月29日(金)～1月3日(水)を除く)

障害児保育での入所申込について

障害児保育での入所を希望する場合は、入所が可能かどうか事前に判定する必要があることから **12月28日(木)** までにお申し込みください。障害児保育は、心身の障がいや発達の緩やかなお子さんが集団生活の中でともに育ち合い、発達に合わせて遊びや生活の経験を広げていくことを目的としています。対象は、集団生活が可能な原則2歳以上のお子さんです。

◆申込先…子育て応援課（保健センター内）

※保育所入所申込用紙などは12月12日(火)より子育て応援課で配布します。

◆入所条件…保護者が次のいずれかに該当し、保育の必要性について認定を受けていただく必要があります。

- ①就労（勤務時間帯を問わず1か月60時間以上、家庭内外で労働している）
- ②妊娠・出産（産前7週、産後8週の月末まで）
- ③疾病・障がい（疾病や負傷等で保育することができない場合）
- ④介護・看護等（長期にわたり同居の親族を常時、介護していて保育することができない場合）
- ⑤災害復旧（震災、風水害、火災等で災害の復旧により、保育することができない場合）
- ⑥求職活動（求職活動で保育することができない場合。入所期間：90日）
- ⑦就学（就学のため保育することができない場合）
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合

◆利用時間(休所日：日曜日、祝日、年末年始(12月29日(金)～翌年1月3日(水)))

…保育短時間認定：8時30分～16時30分

…保育標準時間認定：7時～18時

※就労時間や入所事由によって保育時間が異なります。



◆保育料

子どもの保育のために必要な費用（人件費、事業費、管理費等）のうち、保護者が負担する金額を利用者負担額といいます。この利用者負担額は、各世帯の市民税所得割課税額および入所児童の年齢により定められ、4月～8月分は令和5年度課税額で、9月～翌年3月分は令和6年度課税額をもって算定します。なお、課税額は税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄付金控除等）の適用前の金額で算定します。また、市内の保育所では完全給食を実施していますので、3歳以上の児童については給食費として主食費・副食費を負担していただきます（副食費については免除制度あり）。

◆保育所一覧

保育所名	保育内容	住所・電話
中央保育所	・乳児保育（生後43日～）・障害児保育 ・延長保育（～19時）・病後児保育	明神町3丁目7-24（TEL 23-2831）
二の坂保育所	・乳児保育（生後5か月～） ・障害児保育・延長保育（～19時）	二の坂町東3丁目1-28（TEL 24-5152）
花月保育所	・乳児保育（生後43日～）・障害児保育 ・延長保育（～19時）・一時保育	花月町2丁目5-1（TEL 24-6027）
一の坂保育所	・乳児保育（生後43日～）・障害児保育 ・延長保育（～19時）・一時保育	一の坂西3丁目7-36（TEL 23-0303）
江部乙保育所	・乳児保育（生後5か月～） ・障害児保育	江部乙町西12丁目14-13（TEL 75-2134）

※保育所見学を希望される場合は、随時受け付けを行っています。各保育所に直接電話でお申し込みください。

障害児保育の入所要件をはじめ、その他詳細については、市公式ホームページ（組織案内→子育て応援課→保育所・幼稚園・地域子育て支援センター→保育所入所のご案内→「令和6年度 保育所入所を受け付けます」）を確認してください（二次元コードからもご確認いただけます）。

